



高齢者の肺炎球菌予防接種の 費用の一部を助成します



◆申請期間 令和7年3月31日まで

◆対象者

接種当日、日光市に住民登録のある下記の方

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（上記の障がいで身体障害者手帳1級相当の方）
- ③ 上記①または②に該当する方で、今までに高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない方、または接種してから5年以上経過している方

◆手続き方法

- 対象者の方で接種を希望する方は、健康課に**事前の申込みが必要です**。
- 申込書を提出していただきましたら、健康課で対象者を確認して専用の「**予診票**」を交付します。「**予診票**」には有効期限があります。交付の際にご確認ください。届きましたら医療機関にご予約のうえ、接種してください。
- 再接種の方は**前回接種から5年以上経過してから予診票を交付いたします**。あらかじめご了承ください。

《申込受付窓口》

健康課、市民課（市役所本庁舎）、各行政センター、各地区センター、各出張所のほか、郵送での提出も受付けています。

◆助成金額（一部助成）

接種料金のうち **4,000円** を助成します

- ※ 接種料金から助成金4,000円を差し引いた分は自己負担となります。（自己負担額5,000～7,000円程度）
- ※ 生活保護受給中の方は、事前の申請で全額を助成します。申込みの際にお申し出ください。

◆実施医療機関

このチラシの裏面をご確認ください。

- ※ **日光市外の医療機関**で接種を希望する方は、健康課まで**必ずお問合せください**。申込のほかに手続きが必要な場合があります。

◆予防接種に持参するもの

- ①予診票 ②健康保険証 ③自己負担費用

◆注意事項

肺炎球菌ワクチンは1度の接種で少なくとも5年間は効果が持続します。5年以内に再接種すると、接種したところの痛みや腫れなどの副反応が強くなるため、5年以上の間隔をあげないと再度の接種をすることはできません。

◆健康被害救済

予防接種が原因と認められた一定の健康被害に対して、予防接種法に基づく救済、または（独）医薬品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救済制度があります。

肺炎球菌 予防接種 について

肺炎球菌が原因となる主な感染症は「肺炎」です。肺炎は、肺に細菌やウイルスが入ることによって、肺に炎症が起きる病気です。主な症状は高熱、頭痛、せき、呼吸困難、胸の痛みなどです。肺炎球菌予防接種に使われるワクチンは、肺炎などの原因となりやすい23種類の型に対して抗体を作り感染を予防するものです。

肺炎について

肺炎は、肺炎球菌以外の原因菌によっても起こります。また、飲食物や唾液が誤って気道に入り込む「誤嚥（ごえん）」により、細菌も一緒に気道に入り「誤嚥性肺炎」を起こすこともあります。肺炎球菌のワクチン接種だけでは「肺炎」を完全に予防できません。うがい、手洗いを心がけ、口の中の雑菌を減らすために口の中を清潔に保つことも大切です。体の抵抗力が低下して細菌に負けてしまわないように、禁煙、規則正しい生活、十分な休養、バランスの取れた食事など、普段の生活から健康管理をしていきましょう。

◆問合せ先 **日光市健康課**（日光市今市保健福祉センター内）

〒321-1262 日光市平ヶ崎109番地（場所はJR今市駅の近くです）TEL 21-2756